



山形県公報

令和8年3月4日(水)

号 外 (15)

目 次

告 示

○知事指定薬物の指定…………… (健康福祉企画課) … 1

告 示

山形県告示第133号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和8年3月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 知事指定薬物の名称

- (1) (8R)-N, N-ジエチル-6-メチル-1-[4-(トリメチルシリル)ベンゾイル]-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類(通称名1SB-LSD)
- (2) 1-[1-(3-クロロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類(通称名3C1-PCP、3-Chloro-PCP)
- (3) 4-メチル-1-(2-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類(通称名2me-PiHP、2me-PHiP、2-methyl- α -PiHP、2-methyl- α -PHiP)
- (4) プロパン-2-イル 1-(1-フェニルエチル)-1H-イミダゾール-5-カルボキシラート及びその塩類(通称名Isopropoxate)

2 指定の理由

条例第2条第6号に掲げる薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

3 指定の効力が生ずる日

令和8年3月5日

令和8年3月4日印刷
令和8年3月4日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県